

| ページ | 該当部分 | 修正前 | 修正後 |
|------------|----------------------------|--|---|
| P 5 P 7 | I あらゆる分野での男女共同参画の推進 5行目以降 | 全国の女性の雇用者数は全雇用者の約4割を占め微増ながら増加傾向を示しているものの、十分であるとは言えません。町の審議会への女性の参画についても、まだ十分とは言えません。 | 全国の女性の雇用者数は4割を占めているものの、非正規雇用比率は56.7%を占めています。寒川町の審議会における女性委員の比率は平成27年4月1日現在18.2%であり、女性の参画についてまだ十分とは言えません。 |
| P 5 P 7 | I あらゆる分野での男女共同参画の推進 12行目以降 | 女性の様々な分野での活躍のための支援 | 女性が様々な分野で活躍するための支援 |
| P 7 | グラフ①の変更 | グラフ①雇用者数及び雇用者総数に占める女性割合の推移 | グラフ①非正規雇用率の推移（男女別、年齢階級別） |
| P 8 | グラフ②の変更 | グラフ②寒川町審議会における女性委員比率 | グラフ②寒川町事業所の管理職人数構成 |
| P 8 | グラフ③の変更 | グラフ③政策・方針決定過程などへの女性の参画状況 | 寒川町審議会における女性の参画 |
| P 9 | (2) 町審議会などへの女性の登用 | ポジティブ・アクション（積極的改善措置）※を推進するため、男女が均衡のとれた構成比になるよう女性委員登用率の目標値を30%に設定し、それぞれの審議会等に相応しい意見が反映できるようにします。 | それぞれの審議会等に男女が均衡のとれた構成比で議論し、意見が反映できるようポジティブ・アクション（積極的改善措置）※を推進します。 |
| P 9 | (1) 女性の人材育成の充実 | 女性はその個性と能力を發揮して、これまで女性が少なかった分野や管理職登用など政策や方針の決定過程への参画を目指すための意識啓発や、ライフステージに応じた活躍ができるようキャリアアップに必要な能力開発の機会充実を図ります。 | 女性はその個性と能力を發揮して、これまで女性の参画が少なかった分野※や管理職への登用など政策や方針の決定過程への参画を目指すための意識啓発や、ライフステージに応じた活躍ができるようキャリアアップに必要な能力開発の機会の充実を図ります。 ※これまで女性が少なかった分野の一例 建設業、消防団、タクシー、トラック、バス、自動車整備業、林業 |

| ページ | 該当部分 | 修正前 | 修正後 |
|------|-----------------------------|--|---|
| P 12 | (2) 性に関する正しい知識と普及の促進 | 男女がお互いの性を尊重し、女性の生涯を通じた心身の健康の保持促進を図り、発達段階に応じた適切な性教育や性に関する情報提供の充実を図ります。 | すべての人が性を尊重し、生涯を通じた心身の健康の保持増進を図り、発達段階に応じた適切な性教育や性に関する情報提供の充実を図ります。 |
| P 14 | 1 就業環境における男女共同参画の促進 4行目以降 | 例えば、男性の育児や介護の休業取得が進まない要因として、男女間の賃金格差がなかなか解消されないことが挙げられています。 また、男女共同参画社会に関するアンケートでの「女性が働き続けるために必要なこと | 例えば、男性の育児や介護の休業取得が進まない要因として、男女間の賃金格差がなかなか解消されないことも <u>も</u> 挙げられています。 |
| P 14 | 表① | 表①男女別平均賃金（賃金総額）の推移と男女間格差 | 削除 |
| | 該当部分 | 修正前 | 修正後 |
| P 9 | (1) 事業所等への女性登用の促進 2行目 | 女性の雇用を促進するとともに、女性自身の活動意欲を高め、管理職への | 女性の雇用を促進するとともに、管理職への |
| P 10 | II 男女の人権の尊重と異性に対する暴力の根絶 5行目 | 男女の異なる健康上の問題についてお互いに理解し | 男女がお互いに理解し |
| P 12 | (1) 男女の心とからだの健康づくりへの支援 | 心身の健康保持や増進に向けた支援を行い、町民の健康づくりを支援します。 | 心身の健康保持や増進のために、町民の健康づくりを支援します。 |
| P 12 | (2) 性に関する正しい理解と普及啓発 1行目 | 男女がお互いの性を尊重し、生涯を通じた | 男女がお互いの性を尊重し、女性の生涯を通じた |
| P 15 | (1) 男女平等な雇用の促進 2行目 | 主として事業所等を対象に、男女雇用機会均等法などの周知を行い、雇用の促進及び就業環境改善に向けた意識啓発を図ります。 | 主として事業所等を対象に、男女雇用機会均等法などの周知を行い、意識啓発を図ります。 |
| P 15 | (3) | 育児・介護に関する制度の周知及び普及の促進 | 育児・介護に関する制度の周知と普及の促進 |

| | | | |
|--------------|--------------------------------------|--|--|
| P 20 | (2) 家庭における意識啓発 2行目 | 生活に密着した講座や講演会を開催します。 | 生活に密着した講座の開催や図書資料の収集を行います。 |
| P 21 | 基本目標Ⅲ (3) | 育児・介護に関する制度の周知及び普及の促進 | 育児・介護に関する制度の周知と普及の促進 |
| P 23 | ③女性委員登用の推進 指標・目標数値 (28年度、29年度) | 20% | 30% |
| P 23 P 24 | ④⑤女性の活躍のための講座 の開催 事業名及び内容 | 女性リーダーの育成や住民活動等への参画を促進し女性リーダーとしての資質向上を目指します。 | 女性リーダーの育成や住民活動等への参画を促進します。 |
| P 23 P 24 | ④⑤女性の活躍のための講座 の開催 指標・目標値 | 50人 | 30人 |
| P 25 | ⑧求人に関する情報提供 事業内容 | 役場ロビーに設置した端末機でのハローワーク求人情報の検索や、求人情報誌・チラシの備え付けにより求人情報の閲覧をできるようにすることで、求人情報を提供します。 | 役場ロビーに設置した端末機でのハローワークの求人検索のための検索マニュアルチラシを設置、湘南面接会での求人情報を提供します。 |
| P 25 | ⑧求人に関する情報提供 指標・目標数値 | 3回 | 30社 |
| ページ | 該当部分 | 修正前 | 修正後 |
| P 29 | ⑩公民館講座 (健康づくり講座) の開催 予定事業費 (29年度) | 1, 579千円 | 1, 589千円 |
| P 37 | 施策の内容 (2) 家庭における 意識啓発 2行目 | 男女がお互いの役割を理解し、尊重する意識を醸造するために、生活に密着した講座や講演会を開催します。 | 男女がお互いの役割を理解し、尊重する意識を醸造するために、生活に密着した講座の開催や図書資料の収集を行います。 |
| P 37 体系図 | ⑳図書資料の充実 施策の内容の変更 | (1) 職場や地域における意識 啓発 事業番号㉔ | (2) 家庭における意識啓発 事業番号㉕ |